

昭和三十年四月
婦人労働資料第三十八号

労働基準法中女子に関連の深い 条文違反による送致事件

—昭和二十八年における—

婦人労働課

労働省婦人少年局

労働基準法中女子に関連の深い
条文違反による送致事件

昭和二十八年における

一 調査の内容
この調査は昭和二十八年中に労働基準法の違反事件として送検されたものうち女子に関連の深い条文違反について、地方婦人少年室からの報告を整理したものである。
こゝでは女子に関連の深い条文として、労働基準法（以下単に第何条として引用する）
第四条（男女同一賃金の原則）第二十五条（非常時払）第六十一条（女子の労働時間及び休日）第六十二条（深夜業）第六十三条（危険有害業務の就業制限）第六十四条（坑内労働の禁止）第六十五条（産前産後）第六十六条（育児時間）第六十七条（生理休暇）
第六十八条（帰郷旅費）をとりあげてこれらについて送致事例を調べた。
送致されたものは、女子の労働時間及び休日、深夜業、危険有害業務、坑内労働に関する違反（第六十一条から第六十四条まで）で、第四条、第二十五条、第六十五条乃至第六十八条には送致された事件はない。
なお、労働基準監督月報によると違反のうち司法事件として処理した件数は昭和二十八年中に五五八件ありそのうち女子に関連の深い条文（つまり第六十一条から第六十四条まで）の違反は二二五件で四〇・三%をしめている。但し、これには年少者に関する違反も含まれている。

註（一） 女子の時間外労働、休日労働の違反について送致の際に第三十二条（労働時間）

註() なお第六十一条乃至第六十四条違反のうち第六十一条を除いては年少者にも関係があるので、年少者に対する違反事例も含まれているわけであるが、年少者のみが被害者である場合は、この調査の対象から除外した。

送致された違反のある事業場は一三四である。県別にみると次のように三二都道府県にわたつて違反が報告されている。

[illegible]

違反事業場の業種別（法第八条の区分による）、及び労働者数による規模別をみると表一のとおりである。

表一 業種別、労働者数違反事業場数

業 種 別	事業場數	九人以下	〇・九人	者 〇人以上	數 不明
一 号 (製造業 關係)	一〇九	一八	六六	一八	七
二 号 (飲 業 關係)	八		七	一	
三 号 (建設業 關係)	六		二	二	二
四 号 (運輸 關係)	二	一	一		
八 号 (販 売 關係)	二		二		
九 号 (金融保險 關係)	二		二		
一〇号 (映画演劇 關係)	一	一			
一四号 (接客娛樂 關係)	二	二		一	
計 不明	一三四	二二	八一	二二	九

三 発見の端緒

これら一三四の違反事件のうち、定期監督により発見されたもの七七、申告又は投書によるもの四九、その他四、いづれか不明四である。

四 違反条文

違反している条文夫々の該当数をみると表二のとおりである。

表二 業種別違反条文別該当数

業 種 別	事業場数	違反条文
一号 (製造業関係)	一〇九	(女子の労働時間) 七七
二号 (飲業関係)	八	(深夜業) 六九
三号 (建設業関係)	六	(危険有害業務) 三
四号 (運輸関係)	二	(坑内禁止労働) 六
八号 (販売関係)	二	
九号 (金融保険関係)	二	
一〇号 (映画演劇関係)	二	
一四号 (接客娯楽関係)	二	
計	一三四	九〇

これによると第六十一条違反が九〇、第六十二条違反が七八、第六十三条違反が三、第六十四条違反が七で合計一七八となり、違反事業場数一三四より多いが、それは一事業場で、時間外労働や休日労働と深夜業の両者について違反している場合等のように、二以上の条文に違反しているものがあるからである。

二 外

五 結 果

第六十四条違反は一年以下の懲役又は一萬円以下の罰金、第六十一条乃至第六十三条違反は六ヶ月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処せられる(第百十八条、第百十九条)が、送致した結果は次のとおりである。
罰金が最も多く件数では七三・四%を占める。

種 別	項 目	件 数	人 数	備 考
体 罰	金 刑	九七	一三七	懲役四ヶ月執行猶予二年
不起訴又は起訴猶予	未 裁	二九	一〇四	
その他	不 明	三三	一一	
計		一三四	二七七	二七七人のほかに事業所が被疑者と なっているものが七ある。

六 違反事件の若干例

次にいくつかの事例について違反事実の内容をみると次のとおりである。
これらの事業場では例示した違反のみの場合もあり、そうでなく年少者に対する違反や罰増賃金不払等のような他の条文の違反をも行っている場合もあるが、例示はなるべく女子のみに関するものに留めた。

事例一

某ダイカスト工業株式会社

第六十一条違反

- (一) 女子労働者三名に対し、昭和二七・一二・二一より二八・六・二四までの間一日二時間の制限を超えて延三二九日に亘り、計五一三時間の時間外労働を行わせ、

- (二) 女子労働者五名に対し、昭和二八・八・二一より二八・一一・一一までの間一週間六時間を超えて延四二八時間の時間外労働を行わせた。

(被疑者三名のうち二名は起訴猶予、一名は懲役四ヶ月執行猶予二年の判決が確定)

事例二

某織物株式会社

第六十一条違反

- (一) 満一八才以上の女子労働者四八名に対し、昭和二八・一〇・二六より二八・一一・二八までの間毎日一五分乃至四時間の時間外労働をさせ、年少労働者二名(うち女子一名)に毎日四〇分乃至三時間三〇分の時間外労働をさせ、

- (二) 上記五〇名の労働者に週一回の休日を与えなかつた。
数回の監督をうけその都度是正を誓約しながら、かえつて二重帳簿を作成して表面は是正したように装い、違反を継続していた。

(社長 罰金五・〇〇〇円 重役二名 罰金各三・〇〇〇円)

事例三

某映画株式会社センター

第六十二条違反

- 女子二名を昭二八・九・二から九・八までの七日間連続午後一〇時から一時三〇分頃まで、一名を九・三から九・六まで四日間午後一〇時から一時三〇分頃まで、九・七及び九・八の両日午後一〇時から一二時まで映画館の入口の

業務等に使用した。

それ以前、二八年四月より再度基準法違反の事実を指摘して是正方を要請し、諸書を被疑者から徴する等半年に亘り指導監督を続けたにも拘らず、以上の違反を平然と行つていた。

(罰金 五・〇〇〇円)

事例四

某工業株式会社

第六十二条違反

法定の除外理由がないのに、昭二八・八・二より二八・一二・一八までの間において満一八才以上の女子労働者一〇名に対し、午後一時三〇分まで五時間三〇分乃至五八時間三〇分の深夜労働をさせた。昭二八・二・一三及び六一七にも女子の深夜労働について違反事実を指摘され、その都度是正を確約しながら違反を継続していた。

(不起訴)

事例五

某食品加工株式会社

第六十一条、第六十二条違反

- (一) 女子労働者五名に対し、昭二七・六・二六より二七・一二・二三までの間一週間六時間の法定除外時間を超えて、最長五時間最短三〇分計四七回延一三時間三〇分の時間外労働をさせた。

- (二) 女子労働者四名に対し、昭二七・一一・一から一一・一三の間に一週一日若しくは四週四日の休日を与えず計四日の休日労働をさせた。

- (三) 女子労働者七名に対し、昭二六・一二・二九並びに昭二七・一二・二九に夫夫午後一〇時を超えて翌朝午前五時までの間深夜労働をさせた。

(二名に罰金各々二萬円)

事例六

某銀行〇〇支店

第六十一条、第六十二条違反

(一) 昭二八・四・一より一一・一一までの間、女子行員全員(二九名)に、総計七

五四回延べ〇二〇時間の「一日について二時間を超える時間外労働」をさせ、

(二) 昭二八・八・三より八・八までの間に女子行員全員に対し法定除外事由がない

のに「一週間について六時間」を超え、時間外労働をさせ、

(三) 昭二八・三・一六より一一・一五までの八ヶ月間に女子行員一五名に対し「一

五〇時間を超える」時間外労働をなさしめていたことは法第六十一条違反である。

(四) 昭二八・四・一より九・三〇までの間女子行員二二名に対し総計五四時間に上

る深夜業をなさしめたことは第六十二条違反である。

(起訴猶予)

事例七

某組

第六十三条違反

(一) 溝一八才以上の女子を土砂崩壊の危険がある場所に就労させてはならないのに

井堰工事の土砂崩壊の危険がある場所に女子労働者三名を一日間就労させた。

(二) 土砂崩壊の危険のある場所ですら適切な処置を講ずることなく労働者を就労させ、

土砂崩壊のため男子労働者四名に重軽傷を負わせた。

(一名罰金三〇〇〇円、一名不記訴)

事例八

某礦

第六十四条違反

女子四名を夫々三六日、五一日、三〇日、三一日間坑内労働させた。

(罰金 五・〇〇〇円)

事例九

某炭礦株式会社〇〇礦

第六十四条違反

女子労働者五名を夫々一七日、四日、一日、一一日、一一日間、坑内労働させ

た。
(三名罰金各五・〇〇〇円、一名不起訴)

一九五五年五月 印刷

一九五五年五月 発行

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

印刷人 労働省婦人少年局

印刷所 千代田区富士見町一の二六

有限会社 協立社

電話 九段(33)六二八九番